

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 30 年 6 月 29 日付けで行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の更新申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、請求人の精神障害の状態は、障害等級 3 級に該当するとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、国民年金・厚生年金保険年金証書及び平成 24 年 12 月 7 日の厚生労働大臣の認定により、障害の程度は 3 級と認定されている。よって、請求人の主張には理由がある。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月7日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年1月15日	審議（第29回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法45条2項は、都道府県知事（以下「知事」という。）は、手帳の交付申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を定め、同条4項は、手帳の交付を受けた者は2年ごとに同条2項の「政令で定める精神障害」の状態にあることについて知事の認定を受けなければならない旨を定める。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、その1項において、法45条2項の「政令で定める精神障害の状態」は、法施行令6条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、同項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については下記表のとおりと規定するほか、同条2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。

障害等級	精 神 障 害 の 状 態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

- (3) 法 4 5 条 6 項により委任を受けた法施行令 8 条 2 項は、知事は、法 4 5 条 4 項の認定の申請を行った者が法施行令 6 条 3 項で定める精神障害の状態（上記(2)の表の 1 級ないし 3 級のいずれか）にあると認めるときは、先に交付した手帳と引換えに新たな手帳をその者に交付しなければならない旨を定める。
- (4) 法施行規則 2 3 条は、法 4 5 条 1 項の規定にいう手帳の交付申請に添付すべき「厚生労働省令で定める書類」として、①精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書、又は②障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」、及び③精神障害者の写真を掲げており、同規則 2 8 条 1 項の規定により、法 4 5 条 4 項の規定による更新の申請の場合にも、同様の書類を添付すべきものとされている。
- (5) 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成 7 年 9 月 1 2 日健医発第 1 1 3 2 号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）によれば、知事は、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写しが添付された手帳の交付申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく手帳の交付を行うものとされ、この場合、年金 1 級であれば手帳 1 級、年金 2 級であれば手帳 2 級、年金 3 級であれば手帳 3 級であるものとする、また、交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会するとされており（実施要領第 2・3・(3)）、さらに、手帳の更新についても手帳の交付申請の場合に準ずるものとし、

この場合に年金証書等の写しを添えた申請については、精神保健福祉センターにおける判定は不要であるとされている（実施要領第3・1・(2)）。

法45条各項の規定により知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、実施要領の上記各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

- (6) 厚生年金保険法47条2項は、障害厚生年金の障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級から3級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとし、これを受けて同法施行令3条の8は、障害等級の各級の障害の状態は、一級及び二級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める一級及び二級の障害の状態とし、三級については別表第一に定めるとおりと規定する。なお、国民年金法施行令別表及び厚生年金法施行令別表第一のうち、精神の障害に関連する部分を抜粋すると、下記のとおりである。

障害の程度		障 害 の 状 態
1 級	1ないし8	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	(身体又は精神の障害が重複する場合であるため、省略)
2 級	1ないし14	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	(身体又は精神の障害が重複する場合であるため、省略)
3 級	1ないし11	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

請求人は、本件申請に係る添付書類として、国民年金・厚生年金保険年金証書等の各写しを提出しているが、これは、法施行規則23条及び28条1項が規定する「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」（1・(4)の②）として提出されたものと解されるところ、同各写しによると、請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることは明らかではない。そのため、処分庁は、日本年金機構中央年金センター長に対し、本件照会を行ったものと認められ、同センター長からの本件回答によって、請求人は、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者とは認められないことが確認されたことが認められる。

そうすると、本件処分は、前記1の法令等の定めに則って行われたものと認められるから、違法・不当な点はないといえることができる。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

しかしながら、請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていないことは明らかであって、本件処分に、違法、不当な点がないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来